

# モニタリング結果報告書様式

(厚生労働省24(VI-6-1))

施策目標名	ひとり親家庭の自立のための総合的な支援を図ること(政策目標VI-6-1)							
施策の概要	本施策は、子育て・生活支援策、就業支援策、養育費の確保策、経済的支援策といった総合的な施策を実施して、ひとり親家庭の自立支援の推進を図っています。							
施策の背景・枠組み (根拠法令、政府決定、関連計画等)	平成14年に母子及び寡婦福祉法を改正し、国が策定した「母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき、①「子育て・生活支援策」、②「就業支援策」、③「養育費確保策」、④「経済的支援策」の4本柱により、総合的な自立支援を行っています。 また、母子世帯の平均年収は262.6万円と低水準で、ひとり親世帯の平成16年の貧困率はOECD30か国中30位となっており、「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定)において、子どもの貧困に取り組むこととしています。							
予算書との関係 ・関連税制	本施策は、予算書の以下の項に対応しています。 (項)母子家庭等対策費(一部)[平成24年度予算額:185,638百万円]							
施策の予算額・執行額等 ※「執行額」欄には、独法の運営費交付金は含まない。	区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求額	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	2,305,460	2,744,217	3,474,220	3,537,607	3,646,953	3,825,093
		補正予算(b)	133,674	686,805	0	0	0	
		繰越し等(c)	0	0	0	0	0	
		合計(a+b+c)	2,439,134	3,431,022	3,474,220	3,537,607	3,646,953	
	執行額(千円、d)	2,227,410	3,430,902	3,473,113	3,537,599			
執行率(%、d/(a+b+c))	91.3%	100.0%	100.0%	100.0%				
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日		関係部分(概要・記載箇所)				
	-	-		-				

測定指標	1 自立支援教育訓練給付金事業の実施自治体の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	88.7%	90.0%	90.2%	集計中		100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	2 高等技能訓練促進費等事業の実施自治体数の割合	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	26年度
		-	74.3%	81.8%	87.4%	集計中		100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-		
	3 母子自立支援員の配置数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	1,553	1,557	1,574	集計中		前年度以上
		年度ごとの目標値						
	4 養育費相談支援センターへの相談件数	基準値	実績値					目標値
		-	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度
		-	3,699	6,289	8,519	集計中		前年度以上
		年度ごとの目標値						

参考・関連資料等	関連法令 母子及び寡婦福祉法 URL: <a href="http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html">http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S39/S39HO129.html</a> 関連事業の行政事業レビューシート URL: <a href="http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/414a.pdf">http://www.mhlw.go.jp/seisaku/jigyo_siwake/dl_rv3/414a.pdf</a> <a href="http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0374.pdf">http://www.mhlw.go.jp/jigyo_shiwake/h22_gyousei_review_sheet/pdf/0374.pdf</a>						
----------	--	--	--	--	--	--	--

担当部局名	雇用均等・児童家庭局	作成責任者名	家庭福祉課長 高橋俊之	政策評価実施時期	平成24年9月
-------	------------	--------	----------------	----------	---------